

NEWS LETTER (労働社会保険)

今月のトピック

社会保険の加入について

現在、社会保険（健康保険・厚生年金）の適用要件は、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上となっております。

よって、パートやアルバイトであっても時間および日数の要件を満たす限り社会保険の加入対象者となります。

また、特定適用事業所にあつては、①週の所定労働時間が20時間以上、②賃金の月額が8.8万円以上であること、③学生でないことが加入要件となっております。

※令和4年10月より、「雇用期間が1年以上見込まれること」が要件から外れております。また、特定適用事業所とは、現在は社会保険の4分の3基準を満たす人の人数が101人以上の企業を言いますが、令和6年10月から51人以上の企業となります。

社会保険適用について

社会保険の加入要件を満たしている場合、以下の点について年金事務所の調査で指摘されることがありますので注意が必要となります。

- ・適用日（加入日）：パートやアルバイトから正社員等となり新たに社会保険を適用する場合、正社員となる以前から社会保険の適用を満たしていないか。
- ・標準報酬月額：基本給だけでなく、諸手当（通勤手当含む）を含んでいるか。また、入社時の手続きについては、残業代や歩合給の見込み額を含んで手続きを行ないます。
- ・昇給（降給）：昇給（降給）し、現在の標準報酬月額から2等級以上変動があった場合は月額変更（随時改定）の手続き漏れがないか。
- ・諸手当：各種手当等として支払っているもののうち、賞与に該当するものがある場合は賞与支払届の提出漏れがないか。

役員の社会保険について

会社の役員について、社会保険の適用については原則として他の従業員と同様に勤務状況で社会保険の適用を判断します。よって、常勤の役員の場合で報酬が発生している場合は社会保険の加入要件を満たすこととなりますが、非常勤の役員については報酬が高額であっても社会保険の加入要件を満たさないこととなります。

また、法人の代表者については、月々の役員報酬がゼロでない限り、原則として社会保険の適用対象者となります。これは、法人の代表者としての職務は事業所に出勤したうえでの労務の提供に限定されるものではないためです。

詳細は、年金機構のホームページにて、疑義照会資料がありますので、そちらをご確認ください。

ポイント

複数企業で社会保険の要件を満たす場合について

複数の会社で社会保険の適用要件を満たす場合、要件を満たす全ての会社に関する社会保険の手続きを行なう必要があります。

保険料については、全体の報酬額を各会社の報酬で按分した金額が本人及び会社負担となりますが、これについては各会社に年金事務所から按分結果が送付されてきます。